

▼目次

1. 通所介護、定員当たり登録者数 2.5 倍が黒字化の目安か 福祉医療機構
 2. 有料老人ホームの 3.3%が未届け、24 年度調査 厚労省
 3. 介護サービス情報の公表制度が一部改正、調査体制の明確化進む
-

1.通所介護、定員当たり登録者数 2.5 倍が黒字化の目安か 福祉医療機構

- ・福祉医療機構は、2023 年度の通所介護の経営状況に関するリサーチレポートを公表した。同レポートによると、赤字の事業所は定員 1 人当たりの登録者数を 2.5 倍以上確保することが黒字化に向けての一つの目安になる可能性があるとの見方を示した。
- ・リサーチレポートでは、利用率によって経営状況や登録者の確保状況がどの程度異なるかを調べるため、登録者数を定員数で割った値を「定員 1 人当たり登録者数」と定義。本業のサービス活動での利益率を示す「サービス活動増減差額比率」と共に、利用率 10%の区分ごとに算出した。
- ・その結果、利用率が 90%以上の 508 事業所では、サービス活動増減差額比率は 9.0%で、定員 1 人当たり登録者数は 3.9 人だった。利用率が下がるごとにサービス活動増減差額比率は低下し、利用率 60%以上 70%未満の 1,456 事業所では 0.2%まで低下。定員 1 人当たり登録者数は 2.6 人だった。
- ・利用率がさらに下がると、サービス活動増減差額比率はマイナスに転じ、利用率 50%以上 60%未満（902 事業所）でマイナス 5.7%、50%未満（634 事業所）でマイナス 12.8%と大幅な赤字だった。
- ・黒字事業所の多くは定員数の 2.5 倍以上の登録者数を確保しているといえることから、同レポートでは、赤字事業者にとってこの水準が黒字化に向けての目安の一つになると報告している。
- ・リサーチレポートによると、22-23 年度のデータがある通所介護 4,735 事業所の 23 年度のサービス活動増減差額比率は 2.5%で、前年度から 2.1 ポイント上昇した。赤字事業所の割合は 43.9%で、4.9 ポイント縮小したものの、依然として 4 割超が赤字となり厳しい経営状況が続いている。

※詳細は下記資料をご参照ください。

○SC Research Report 2023 年度 通所介護の経営状況について

<https://www.wam.go.jp/hp/keiei-report-r7/>

2.有料老人ホームの 3.3%が未届け、24 年度調査 厚労省

- ・厚生労働省が行った調査によると、2024 年 6 月 30 日時点で未届けの有料老人ホームの割合は 3.3%で、前年度から 0.2 ポイント低下した。厚労省では、届け出義務があるにもかかわらず未届けで運営している有料老人ホームをはじめ、事業所の運営実態を把握するためのフォローアップ調査を毎年行っている。第 16 回目となる 24 年度の調査は 23 年 7 月 1 日－24 年 6 月 30 日に実施した。
- ・有料老人ホームの届け出数は 1 万 7,246 件（前年度 1 万 6,543 件）。未届けの有料老人ホームは 584 件で、全体に占める割合は 3.3%となり、前年度の 3.5%から 0.2 ポイント改善した。
- ・23 年度の調査で未届けだった有料老人ホーム 604 件のうち、24 年 6 月末までに 46 件が届け出を行い、63 件が有料老人ホームに該当しないことが確認された（廃業を含む）。
- ・一方、24 年度調査では未届けの事業所を新たに 89 件把握。新たに把握した未届けの事業所数は、前年度の 90 件とほぼ横ばいだった。
- ・入居に当たり前払金を徴収している有料老人ホームは 2,317 件だった。前払金に対しては、返還対象金額の保全が義務付けられているものの、保全措置を講じていない有料老人ホームは 23 件あり、前年度の 52 件から減少した。前払金を徴収している事業所に占める割合は、前年度の 2.3%から 1.3 ポイント減少し、1.0%となった。
- ・厚労省は 7 月 4 日付で都道府県などに事務連絡を出し、未届けの有料老人ホームへの指導を通じて一定の改善は見られているものの、依然として多くの未届けの事業所が存在する状況が確認されたと指摘。引き続き、早急な届け出や入居者の処遇などについて指導監督を徹底するよう求めた。
- ・前払金の保全措置については、未実施の事業所数や割合は共に減少したものの、未だに義務違反をしている事業所には、老人福祉法に基づく検査や改善命令などの取り組みを速やかに実施することとした。検査の拒否や改善命令に対する違反などを行った事業者には、罰則の適用も視野に厳正な対応を図るよう促している。

※詳細は下記資料をご参照ください。

- 「令和 6 年度 有料老人ホームを対象とした指導状況等 のフォローアップ調査（第 16 回）」結果

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_59346.html

3.介護サービス情報の公表制度が一部改正、調査体制の明確化進む

▷厚生労働省が6月30日付で通知、調査員や指定調査機関の要件を整理

- ・厚生労働省は、令和7年6月30日付通知「『介護サービス情報の公表』制度の施行について」を発出し、制度運用に関する詳細を都道府県および指定都市の介護保険主管部に対して技術的助言として示した。
- ・この制度は、介護サービス利用者が事業者を選ぶ際に、必要な情報に公平かつ容易にアクセスできるよう、事業者に対し、「介護サービス情報（介護サービスの内容及び運営状況に関する情報であって、介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用する機会を確保するために公表されることが必要なもの）」の公表を義務付けるものである。
- ・今回の改正通知では、制度を担う「指定調査機関」および「指定情報公表センター」の指定要件が改めて整理された。特に、調査対象となる介護サービスを現に提供している事業者の関係者（役員やその親族など）が、調査機関内の構成員の半数を超えないこと、又は中立的な委員会を設置することが求められるなど、公正性の確保が重視されている。
- ・調査を実施する「調査員」についても、養成研修を受講し都道府県が作成する名簿に登録されていることが必要とされている。調査員養成研修は13の区分に分かれており、例えば「訪問介護」「通所介護」「特定施設入居者生活介護」「認知症対応型共同生活介護」「介護老人福祉施設」など、サービスの種類ごとに講義を修了する仕組みである。なお、関連性の高いサービス同士では、一部区分間で相互認定が可能とされている。
- ・さらに、別添3「記載要領」では、基本情報や運営情報、地域包括支援センター情報など複数の調査票について、記載方法・定義・留意点が詳細に定められている。例えば、「基本情報」には法人種別、職種別職員数、利用定員などが含まれ、「運営情報」には苦情対応体制や職員研修の実施状況などが対象となる。

※詳細は下記資料をご参照ください。

○介護保険最新情報 Vol.1398 令和7年6月30日

「『介護サービス情報の公表』制度の施行について」一部改正（通知）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001510952.pdf>

- 本メールは配信専用です。こちらのアドレスにご返信いただいても返答しかねますのでご注意ください。
お問い合わせは、下記までご連絡ください。